

平成30年度浪江町事後モニタリング業務

No.	区分	ページ	条項	質問	回答
1	現場説明書	2	7.その他 2)当初設計にて計上していない経費	・本業務の積算上の基地は南相馬市とする。とありますが、被災地以外からの労働者の作業員の宿泊費及び通勤費等の営繕費は、設計変更の対象となりますでしょうか。	設計変更の対象外です。
2	特記仕様書	2	第2章 業務の内容 1,放射線モニタリング調査(4)	草刈りをしなければ測定できない場所が発生した場合、設計変更の対象としてよろしいでしょうか。	必要に応じて協議します。
3	特記仕様書	2	第2章1	測定点と案内文を送付する関係人が関連付けられている資料をご提示いただくことは可能でしょうか。	可能です。
4	特記仕様書	2	第2章1. (1)	貴省より提供される「関係人の名簿」には、連絡文を送付する避難先を含む連絡先住所等は記載されていますか。	記載されています。
5	特記仕様書	2	第2章1. (1)	貴省より提供される「関係人の名簿」には住宅地に関する権利を有する関係人だけではなく、「農地」「森林」に関する権利を有する関係人の名簿も含まれているのでしょうか。	含まれています。
6	特記仕様書	2	第2章1. (2)	所在地（筆）に関するGISデータをご提示いただくことは可能ですか。	請負業者側で準備してください。